

**2024年度「高等教育の修学支援新制度」による  
授業料等減免および日本学生支援機構給付奨学金 出願のしおり  
在学定期採用（一次採用）**

国の高等教育における修学支援新制度として、意欲と能力のある若者が経済的理由により進学及び修学の継続を断念することのないよう、申請により、授業料等減免の適用及び日本学生支援機構による給付奨学金の支給を行います。

なお、**2024年度在学定期採用（一次採用）から、多子世帯（生計維持者が扶養している子どもの数が3人以上）または理工系学部（文化情報学部・理工学部・生命医科学部）所属学生については、中間層（世帯年収600万円程度）まで支援対象が拡大されます。**

<出願資格>

次のいずれにも該当すること

- ・標準修業年内で卒業予定の者
- ・日本国籍を有する者または外国籍で申込可能な在留資格等（日本学生支援機構「給付奨学金案内」p.14参照）を有する者
- ・大学への入学時期等に係る基準（「給付奨学金案内」p.6参照）を満たす者

<諸注意>

（他の奨学金との併給に関すること）

- ・第一種奨学金の貸与を受けている人は、現在の月額から減額される場合があります（「給付奨学金案内」p.18参照）。
- ・本制度による給付奨学金と併給不可となる民間団体等の奨学金を受給されている場合でも、本制度による授業料等減免と給付奨学金の両支援に申し込んでください。出願時に給付奨学金について「支援の停止」を申し出ることにより、授業料等減免のみを受けることができます。該当する方は事前に学生生活課にご相談ください。
- ・本制度の出願資格を有する正規学生で、同志社大学私費外国人留学生成績優秀者授業料減免奨学金を受給している者は、申込み手続きを行う前に学生生活課まで電話でお問い合わせください。
- ・日本学生支援機構による海外留学支援制度（協定派遣）の奨学金を受給中は、本制度による支援（給付奨学金）を受給できません。  
ただし、海外留学支援制度（協定派遣）の奨学金を受給中でも本支援による授業料等減免は受けることができます。  
海外留学支援制度（協定派遣）を受給する者は事前に学生生活課までご連絡ください。

（その他）

- ・制度の詳細について、パンフレット「給付奨学金案内」を読み、よく理解したうえで、申込み手続きを進めてください。
- ・学生生活課からの諸連絡（採否通知等）はMicrosoft365（Outlook）のメール（大学から付与されたアドレス宛）を使用しますので、ご自身が普段利用しているメールアドレス宛に転送設定を行う等により、必ず確認するようにしてください。
- ・2024年4月に日本学生支援機構貸与奨学金にも出願する場合は「2024年度日本学生支援機構貸与型奨学金 出願のしおり」と、「給付奨学金案内」のp.2にある「給付奨学金（在学採用）と貸与奨学金の両方に申し込む予定の人へ」で提出物やスカラネット入力について確認してください。また「マイナンバー提出書」は1部のみご準備ください。（貸与奨学金と給付奨学金それぞれ用意する必要はありません。）
- ・生計維持者の死亡や事故、病気など予期できない事由で家計が急変した場合には、別途急変後の家計の状況（所得の見込み）により審査される家計急変採用への申し込みを受け付けます。**家計急変採用の申し込みを希望する場合は、学生生活課にお問い合わせください。**

同志社大学 学生生活課

今出川校地 TEL 075-251-3280

京田辺校地 TEL 0774-65-7430

事務室開室時間：

月～金：9：00～11：30、12：30～17：00

土・日・祝（祝日授業日を除く）：休み

## 申込み～採用のスケジュール

下記①～④のすべての手続きを所定の期間内に完了してください。

すべてが完了しない場合は給付奨学金および授業料等減免の審査対象外となりますので注意してください。

※日本学生支援機構給付奨学金と授業料等減免は原則としてセットで申込み手続きを行ってください。

下記①～④のすべての手続きを完了された申込者を対象に、**日本学生支援機構において家計の審査** および **本学において学業等に係る基準の確認**を行います。

	手 続 き 内 容	場 所 / 方 法	手 続 き 期 間
①	下記書類の受取り ・パンフレット「給付奨学金案内」 ・「給付奨学金確認書」 ・「スカラネット入力下書き用紙」 ・「マイナンバー提出書」	郵送 もしくは 学生生活課 窓口	郵送による資料請求の場合は、本学奨学金ウェブサイト ( <a href="https://www.doshisha.ac.jp/scholarships/latest_information/for_faculty.html#kuni">https://www.doshisha.ac.jp/scholarships/latest_information/for_faculty.html#kuni</a> ) 記載の要領で、出願締切日に間に合うよう、余裕をもって請求してください。
	「学修計画書」のダウンロード	WEB	



②	申込み書類の提出	簡易書留にて郵送	4月1日(月)～5月7日(火) 最終日消印有効  ※「出願封筒貼付票」を封筒に添付し、所属校地の学生生活課へ郵送してください。 出願書類を提出された方に、スカラネット入力用のユーザーID・パスワードをe-mail(大学から付与されたアドレス宛)でお知らせします。
	全 員		
	「給付奨学金確認書」		
	「学修計画書」		
	該 当 者 の み		
	【1年次生】高校の調査書(高校3年生3学期までの成績が含まれたもの)		
在留資格・在留期間を確認する書類			
施設等在籍証明書等			
生計維持者が1名であることを示す証明書類			
生計維持者が海外居住である場合の証明書類			



③	スカラネット入力	WEB	最終入力期限 5月14日(火) 25:00
---	----------	-----	--------------------------



④	「マイナンバー提出書」等の提出	専用封筒にて郵送	スカラネット入力後、1週間以内
---	-----------------	----------	-----------------

本学から日本学生支援機構への推薦後のスケジュールは⑤～⑦のとおり予定しています。

	手 続 き 内 容	場 所 / 方 法	手 続 き 期 間
⑤	採否決定通知		7月(予定)
⑥	採用関連書類の受け取り		7月(予定)
⑦	「自宅外通学であることの証明書類」等の必要書類の提出	学生生活課	7月(予定)

採否(⑤)については、申請者宛にMicrosoft365(Outlook)のメールで連絡します。給付奨学金・授業料等減免については、採用者のみ父母宛に採用通知を郵送します。⑤～⑦の日程等の詳細は採否決定後、採用者にお知らせします。

申込み時の提出書類について（あわせて「給付奨学金案内」 p.22 を必ず参照してください）  
このしおりの p.2 に記載の書類について説明します。

全員	給付奨学金確認書	※注意事項参照。
	マイナンバー提出書、番号確認書類、身元確認書類	専用封筒を使用して、日本学生支援機構の指定先に直接郵送 マイナンバー提出書については※注意事項参照。
	学修計画書	本学奨学金ウェブサイト ( <a href="https://www.doshisha.ac.jp/scholarships/latest_information/for_faculty.html#kuni">https://www.doshisha.ac.jp/scholarships/latest_information/for_faculty.html#kuni</a> ) よりダウンロードし、各項目 200～400 字程度で入力したものを印刷すること。
該当者のみ	【1 年次生のみ】 高校の調査書	高校 3 年生 3 学期までの成績が含まれたものが必要。
	戸籍謄本、生計維持者の課税証明書（寡婦（夫）控除が分かるもの）、児童扶養手当証書・受給証明書等（コピー可）	父又は母のいずれかのみを「生計維持者」としている場合必要。スカラネット入力下書き用紙 p.15 参照。
	在留資格及び在留期間が明記されている証明書	申込者本人（あなた）が外国籍の場合、受給可能な在留資格であることを示す書類。（「給付奨学金案内」 p.14 参照） （いずれか 1 点） ・在留カード（コピー） ・特別永住者証明書（コピー） ・住民票の写し（原本） 等、在留資格・在留期間（※1）（※2）が明記されているもの。 「家族滞在」の場合のみ上記に加えて ・出入国記録の写し（原本）（※3） ※1 「法定特別永住者」及び「永住者」については、在留期間が記載された書類の提出は必要ありません。 ※2 申込日時時点で在留期限が経過している場合は上記書類に加え、延長申請中の書類（コピー）を在学に提出してください。 ※3 ここでいう出入国記録とは、小学校を卒業する年齢の前に日本に入国したことを証明する出入国在留管理庁の記録です。
	施設等在籍証明書（施設長発行） 児童（里親）委託証明書（児童相談所発行） 措置解除決定通知書（児童相談所発行） 等（コピー可）	あなたが社会的養護を必要とする人（満 18 歳となる前日に児童養護施設等（※1）に入所して（養育されてまたは一時保護されて）いた人（※2））であることが分かる日付が記載された証明書類。 ※1 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設から改称）、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、小規模居住型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者、里親。 ※2 高等学校等を卒業することにより満 18 歳となる日の前日までに児童養護施設等への入所の処置を解除された人、満 18 歳となる日以降に入所する（養育・一時保護される）こととなった人も含む。 ※日本学生支援機構の所定様式「施設等在籍・退所証明書」（原本）でも可。
生計維持者の「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」と証明書	《生計維持者が 2023 年 1 月 1 日時点で国内に居住していない方》 詳細は、日本学生支援機構ホームページで確認してください。 <a href="https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/mynumber/kaigaikyoku.html">https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/mynumber/kaigaikyoku.html</a>	

※注意事項

- ・ 黒色又は青色のボールペンで記入してください。鉛筆や字が消えてしまうペンは使用しないこと。
- ・ 住所欄は申込み時点での現住所（下宿している場合は下宿先）を正しく記入してください。「同上」、「本人と同じ」、「〃」等と記入しないこと。
- ・ 署名欄がある場合は、住民票に記載された表記のとおり判別できるように正しく楷書で記入してください。
- ・ 記入を間違えた場合は、間違えた箇所を二重線で消し、余白に正しく書き直してください。修正液や修正テープは使用不可。

## 支援額

給付奨学金額は「給付奨学金案内」p.15を参照してください。  
授業料減免額は以下のとおりです。

	入学金減免 (2024年4月入学生のみ)	授業料減免 (年額)
第Ⅰ区分	200,000 円	700,000 円
第Ⅱ区分	133,400 円	466,700 円
第Ⅲ区分	66,700 円	233,400 円
第Ⅳ区分 (多子世帯)	50,000 円 <del>65,000 円</del>	175,000 円
第Ⅳ区分 (理工農系)	66,700 円 <del>86,700 円</del>	233,400 円

## 支援対象者の要件

「大学等への入学時期等に関する要件」「家計に係る基準」「在留資格等に関する基準」については、「給付奨学金案内」p.6～p.14を参照してください。授業料等減免も同じ要件です。

家計基準に該当するか否かについては、日本学生支援機構ウェブサイトに掲載されている「進学資金シミュレーター」(<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>)でおおよその目安が確認できますのでご利用ください。なお、当シミュレーションで示される給付奨学金の支援の区分は、入力された情報等を基に試算した結果によるものであり、実際の申込結果とは異なる場合があります。  
また「給付奨学金案内」p.10も参照してください。



## 学業成績に係る基準

### ①1年次生

下記のいずれかに該当すること。

- ア) 高等学校等の評定平均値が3.5以上であること
- イ) 一般選抜入学試験又は大学入学共通テストを利用する入学試験の成績が試験区分ごとに所属する学部・学科の入学者の上位1/2以上であること
- ウ) 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること
- エ) 学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

### ②2年次生以上

下記のいずれかに該当すること

ただし、転入編入学する者は、転入編入学年度においては、転出校の成績で判断するものとする。

- ア) 休学期間を除いた学年における累積 GPA が所属学部・学科における上位1/2以上であること。  
なお、国際教育インスティテュートに所属する学生については、国際教育インスティテュートを母集団とする。

- イ) 次の a. 及び b.のいずれにも該当すること

ただし、災害、傷病その他やむを得ない事由により a の基準に満たない場合には、b.に該当することで足りる。

- a.修得単位数が標準単位数※以上であること

※標準単位数＝卒業必要単位数÷修業年限×申請者の在学年数

標準単位数に端数が生じた場合は切り上げる。

在学年数は1学期につき0.5として計算する(休学期間は含まない)。

- b.学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

※ただし、この基準に該当する場合であっても、在学中の学業成績等が大学等における修学の支援に関する法律に基づく日本学生支援機構給付奨学金奨学生適格認定基準において「廃止」に該当する場合には、支援の対象とはならない。

## 在籍報告

在籍状況や通学形態等の申告内容に変更がないこと等について、定期的に報告が求められます。  
詳細は「給付奨学金案内」p.29を参照してください。

## 適格認定(家計)

支援期間中、毎年、日本学生支援機構が申込者と生計維持者の所得の情報や申込者が報告した資産額に基づき、家計基準の支援区分の見直しを行います。詳細は「給付奨学金案内」p.28を参照してください。授業料等減免も同じ基準です。

### 適格認定（学業成績）

支援期間中、毎年、学業成績等の基準に関する判定を行います。「給付奨学金案内」p.28を参照してください。授業料等減免も同じ基準です。

### 学費納入について

今回の在学定期採用（一次採用）受付で授業料等減免を申請した2年次生以上の者については、採否にかかわらず選考結果が通知されるまでの間2024年度春学期の学費の納付が猶予されます。ただし、2024年度春学期に休学する者は猶予の対象外となります。

- ・ 学費の納付書は、通常の時（4月中旬）に送付いたしますが、この納付書による学費の納入は行わないでください。 授業料等減免の採否決定通知の約1ヶ月後に改めて送付する納付書で納入してください。
- ・ 2024年4月に学費延納手続を行う必要はありません。